日本ロシア文学会が行う主催・共催・協力・後援に関する内規

第1条[目的]

日本ロシア文学会は 1) ロシア語とロシア文学に対する社会の関心を高め、理解を深める こと、2) 会員が関与する企画を支援することを目的として、種々の企画を主催、共催、協力、後援する。

第2条[定義]

本学会における主催、共催、協力、後援の定義は以下の通りである。

- 1) 主催:日本ロシア文学会もしくはその組織(各支部、各種委員会等)が企画・運営を 行う場合。
- 2) 共催:日本ロシア文学会もしくはその組織、あるいは複数の会員が、主催者と共に企画・運営に携わり、学会の人的ないし財政的支援が伴う場合。
- 3)協力:日本ロシア文学会もしくはその組織の財政的支援が伴う場合。
- 4)後援:日本ロシア文学会もしくはその組織の精神的支援が伴う場合。

第3条「原則]

- 1) 主催、共催、協力、後援の主体は日本ロシア文学会、同会各支部、同会各種委員会のいずれかである。
- 2) 共催、協力は複数の会員が関係する企画に対してこれを行う。
- 3)後援は日本ロシア文学会員の研究や関心に関わる企画に対してこれを行う。
- 4) 主催、共催、協力、後援は、書籍や物品の販売を主目的とする企画に対しては行われない。ただし主目的である講演やシンポジウムに付随して関連書籍等の販売が行われる場合等はこの限りではない。
- 5) その他の詳細は場合に応じて適宜検討する。

第4条 [決定の手続き]

- 1) 主催は理事会の承認を得てこれを行う。理事会は総会に報告の義務を負う。
- 2) 共催、協力、後援は会員等からの依頼があり、適切と認められた場合にこれを行う。 理事会は第2条と3条に基づく判断を執行部に一任する。執行部は理事会に報告の 義務を負う。

2018年10月制定